

飲食組合のご案内

一人の力より
みんなの力!!

飲食店を開業されたばかりのあなた!!

不安な事はないですか? わからない事はないですか?
どこかに相談できますか? 誰かに聞けますか?

お父さんの代から大事なお店を継いだあなた!!

売上が下がり、悩んでいませんか? 新しい情報は入ってきていますか?
安心してお店の営業ができますか?

一人で悩んで考え込んで、相談できる人もいない。「一人の力」の足りなさを
感じていませんか? そんな「一人の力」が集まった組合があります!

同業の仲間がいます。それも全国にいます。自分の店は自分で守る。それは当たり前です。

でも「一人の力」の限界や不安を感じたときに、同じ飲食店の仲間がいるということは心強い
のではないのでしょうか。苦しいときには助け合い、喜びは分かち合いながら協力して「一人の力」を
「みんなの力」に変えるのが組合です。

私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変わっています。飲食店を取り巻く環境も様々に変化しています。
「一人の力」では乗り切れないことも「みんなの力」で乗り切れることもあります。

さあ、私たちと一緒に『兵庫飲食組合』を盛り上げていきましょう!

組合加入にあたって、いろいろな疑問にお答えします。

キモン
1

飲食組合って?

全国に広がるネットワークであなたを
支えます! 大きな組合だから頼れて安心♪

私たちの組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された
法人組合で、厚生労働省及び兵庫県知事の監督指導の下に運営している唯一の政令団体です。また、
各都道府県の同業組合で組織されている上部団体「全国飲食業生活衛生同業組合連合会」
(全飲連)及び県内の各生活衛生同業組合(15団体)とも連携し、公衆衛生の向上、業界の発展、各店の
経営の合理化・近代化を促進し地域社会への貢献と組合員の相互扶助と融和を目的としております。

4 組合員って、何がメリット?

8つのメリットが盛りだくさん!

1 組合窓口で、低金利、長期返済の融資



融資の斡旋を行っています。「日本政策金融公庫」より店舗改装、設備の改善、経営の近代化等の資金全般について低金利で長期の返済が可能な融資が受けられます。無担保、無保証人等の融資の相談に応じています。(要資格審査)

2 カラオケ使用料の割引



お店でカラオケや生演奏を行うと、日本音楽著作権協会(JASRAC)へ著作物使用料を支払う義務があります。組合に加入しますと、JASRACとの業務協定により使用料が20%引きとなります。

3 小さな掛金で、大きな補償

安心の
4点セット

交通・普通
傷害保険

食中毒
賠償保険

施設賠償
保険

受託物
賠償保険

各種共済制度を用意しています。(賠償保険、所得補償等)食中毒賠償保険、施設賠償保険、受託物賠償保険の3点セット、総額1億円の保証が団体契約により格安の掛金で加入できます。また、自分を守るための傷害保険も団体加入により掛金が安く設定されています。また、普通傷害や交通傷害の保険もあります。

4 各種表彰の推薦



行政をはじめ各関係団体に対し、功労者を推薦いたします。(知事表彰、大臣表彰等)

5 お客様の安心保証、信頼の「S」マーク!

消費者のより強い信頼を得る為に、厚生労働省からの認可事業「一般飲食店営業の標準営業約款」の登録指導を行っています。



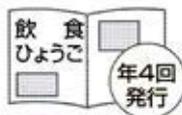
一般飲食店営業の標準営業約款に登録すると配布される店頭表示用ステッカー。他にもバリアフリー、禁煙、分煙実施済表示ステッカーがあります。

6 研修会・懇親会の開催、全国大会への参加



経営の合理化近代化や意識の高揚を図るための研修会、組合員相互の親睦を深めるための懇親会を開催。また毎年6月に開催される組合員の祭典「全国大会」に参加できます。

7 広報誌「飲食ひょうご」を年4回発行



組合の行事、各支部の活動状況や各種の情報をお届けしています。

8 強力なバックアップ陣!



組合員それぞれのお店に役立つ商社が、組合協賛会として後援をしています。厨房備品や食材からユニフォーム等の小物まで、協賛商社が組合員をバックアップしています。

生活衛生関係営業のみなさまへ

生活衛生融資のご案内

一般貸付(設備資金)

ご融資限度額

業種	ご融資限度額
飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、理容業、美容業、冰雪販売業	7,200万円
一般公衆浴場業	3億円
2施設以上の場合	4億8,000万円
旅館業	4億円
興行場営業 サウナ営業 (指導センター理事長の意見書があるものに限る)	2億円
クリーニング業	1億2,000万円

ご返済期間

		資金用途	右記以外	従業員宿舍
一般公衆浴場以外	新たに開業される方	新規開業	13年以内	15年以内
		独立開業	15年以内 (特に必要な場合20年以内)	
	現在営業中の方	13年以内		
一般公衆浴場業			30年以内	

据置期間

1年以内(償還期限が7年を超える場合は2年以内とすることができる。)

(生活衛生同業組合の組合員の方は、有利な振興事業貸付がご利用になれます。)

生活衛生関係の事業を営む方(飲食店営業、理容業、美容業、旅館業、クリーニング業の方などに)

生活衛生貸付	一般貸付	設備資金	生活衛生関係の事業を営む方	7,200万円以内 ~4億円以内 (業種によって異なります。)	13年以内 一部の業種または (お使いみちによって異なります。)
	振興事業貸付	設備資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	1億5,000万円以内 ~7億2,000万円以内 (業種によって異なります。)	18年以内 (お使いみちによって異なります。)
		運転資金		5,700万円以内	5年以内 (特に必要な場合7年以内)